

柏原市

**公立幼稚園及び公立保育所の
再編整備に関する基本計画**

平成 28 年 7 月

目次

1	計画の策定にあたって	P. 1
2	定義	P. 2
	(1) 就学前の子どもの認定区分	
	(2) 施設の類型	
3	公立施設の現状と課題・公立施設の役割	P. 3
	(1) 公立施設の現状と課題	
	(2) 公立施設の役割	
4	課題解決に向けた認定こども園への再編	P.10
	(1) 課題解決のために	
	(2) 認定こども園の概要	
	(3) 地区別再編スケジュール	
	(4) 認定こども園への再編の留意点、手法等	
5	さいごに	P.17
	～資料編～	P.18
	(1) 柏原市の就学前施設の状況	
	(2) 柏原市内就学前施設 MAP	
	(3) 柏原市子ども未来プランによる教育・保育の量の見込みと確保の内容	

1 計画の策定にあたって

はじめに

近年、核家族化の進行などにより、家庭での子育ての不安や負担、孤独感が高まっています。また、共働き世帯が増加し、都市部を中心に保育所待機児童が発生するなど、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化し、その『育ち』に関わる多くの課題が顕在化しています。

そのような状況の中、国では子どもを安心して産み育てられる環境をつくるため、平成 27 年 4 月に子育て関連 3 法などが本格施行され、子ども・子育てに関する様々な法、制度の整備がなされてきました。

本市におきましても、将来を担う子どもの『育ち』に関する取組みは最優先課題であると捉え、就学前教育の機会を保障し、多様化する保育ニーズに対応するため、平成 26 年 8 月に今後の就学前児童のための施設の指標としての「公立施設の民営化等による幼保一元化ガイドライン」を策定するとともに、法善寺保育所の民営化に着手してまいりました。

さらには、保育所や幼稚園なども含めた子ども・子育てサービスの提供体制の確保に関する計画である「柏原市こども未来プラン（柏原市子ども・子育て支援事業計画）」を学識経験者、保護者、地域及び市民の代表等で構成する「柏原市子ども・子育て会議」とともに平成 27 年 3 月に策定しました。

また、ガイドラインを具体化するに当たり、同会議内の部会である「就学前児童のための教育・保育施設のあり方検討部会」から、平成 27 年 11 月に「柏原市就学前児童のための教育・保育施設のあり方に関する提言書」の提出を受けました。

これらを踏まえ、将来を担う柏原市の子どもたちの健やかな成長と子育て環境の充実に資することを目的とし、公立幼稚園及び公立保育所の未来への道筋を示すため、「柏原市公立幼稚園及び公立保育所の再編整備に関する基本計画」を策定いたします。

2 定 義

(1) 就学前の子どもの認定区分（子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項関係）

区 分		対象年齢、想定される世帯構成		利用できる認可施設等
1号認定	教育標準時間（4時間）	3～5歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労家庭等	認定こども園・幼稚園
2号認定	保育短時間（8時間）	3～5歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所
	保育標準時間（11時間）			
3号認定	保育短時間（8時間）	0～2歳	共働き家庭等	認定こども園・保育所・ 小規模保育事業所(地域型保育事業)
	保育標準時間（11時間）			

※ 新制度に移行しない私立幼稚園や、事業所内保育所などの認可外施設を利用される場合、上記区分は適用されません。

(2) 施設の類型

種 類	内 容		
幼稚園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設。 (学校教育法第 22 条)		
保育所(園)	本計画書では認可保育所のみを言う。 保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設。 (児童福祉法第 39 条)		
小規模保育事業所	原則として、保育を必要とする満 3 歳未満の乳児・幼児の保育を行うことを目的とする施設。 ただし、利用定員は、6 人以上 19 人以下であるものに限る。 (児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項)		
認定こども園	幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っており、教育・保育を一体的に行う施設で、地域の実情に応じ、以下の 4 類型の中から選択して認定を受けることができる。		
	類型	法的性格	内容
	幼保連携型	学校かつ 児童福祉施設	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ
	幼稚園型	学校 (幼稚園+保育所機能)	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
	保育所型	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもの受け入れなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
地方裁量型	幼稚園機能+保育所機能	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ	
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)			
子育て支援センター つどいの広場	乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことを目的とする。 (児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項)		

※ 本計画では、柏原市立幼稚園を「公立幼稚園」、柏原市立保育所を「公立保育所」と表記しています。

3 公立施設の現状と課題・公立施設の役割

(1) 公立施設の現状と課題

① 保育所の待機児童の増加

全国的に少子化が進行しているにも関わらず、ライフスタイルの多様化等による共働き世帯の増加や核家族化の進行等により、保育所を選択する保護者が増えていることから保育所の待機児童が発生しています。

本市の場合は、私立保育園では0歳児からの入園が可能である一方、公立保育所においては、施設の構造上、受け入れ可能な年齢が1歳6か月以上であることから、低年齢児の入所枠が少ないため、特に0・1歳児の待機児童が多く発生しています。

本市が既に取り組んでいる小規模保育事業所の認可(平成27年4月～)や公立保育所の民営化(法善寺保育所。平成28年4月～)により低年齢児の入所枠を拡大したことで一定の効果が出ているものの、それでもなお待機児童は解消できないと予測され、「待機児童ゼロ」に向けて今後も取り組みを進めていく必要があります。

保育所入所待機児童の状況（月別）

(単位：人)

		平成 26 年度											
クラス年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0歳児	-	-	-	-	11人	16人	25人	37人	40人	46人	51人	55人	
1歳児	12人	10人	10人	6人	2人	-	1人	5人	6人	11人	10人	7人	
2歳児	1人	4人	5人	7人	10人	3人	6人	6人	9人	13人	13人	15人	
3歳児～5歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	13人	14人	15人	13人	23人	19人	32人	48人	55人	70人	74人	77人	
		平成 27 年度											
クラス年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0歳児	-	-	-	-	-	1人	20人	34人	44人	48人	56人	64人	
1歳児	7人	5人	6人	8人	12人	13人	15人	17人	18人	18人	20人	21人	
2歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3歳児～5歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	7人	5人	6人	8人	12人	14人	35人	51人	62人	66人	76人	85人	
前年比	-6人	-9人	-9人	-5人	-11人	-5人	3人	3人	7人	-4人	2人	8人	
		平成 28 年度											
クラス年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0歳児～5歳児	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	0人	0人	0人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
前年比	-7人	-5人	-6人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

公立保育所の施設及び入所状況 (※ 他市からの受託児童を含む。)

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

地区	施設名	開設年	敷地面積	構造	定員(人)	在籍児数(人)							定員充足率
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
柏原	柏原保育所	S24	922㎡	鉄骨造平屋建 軽量鉄骨2階建	90	-	2	15	18	20	20	75	83%
柏原	柏原西保育所	S51	1,986㎡	鉄骨平屋建	120	-	10	18	21	18	14	81	68%
国分	国分保育所	S27	1,646㎡	鉄筋コンクリート2階建	120	-	3	10	13	21	15	62	52%
国分	円明保育所	S28	1,710㎡	鉄骨平屋建	120	-	7	23	27	29	28	114	95%
堅下	堅下保育所	S44	1,299㎡	軽量鉄骨造平屋建	120	-	10	19	25	26	28	108	90%
合計					570	-	32	85	104	114	105	440	77%

私立保育所の入所状況 (※ 他市からの受託児童を含む。)

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

地区	施設数	定員(人)	在籍児数(人)							定員充足率	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計		
柏原	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国分	3	360	26	55	68	76	79	74	378	105%	
堅下	4	425	40	99	77	76	77	74	443	104%	
堅上	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	7	785	66	154	145	152	156	148	821	105%	

私立小規模保育事業所の入所状況 (※ 他市からの受託児童を含む。)

(平成 28 年 6 月 1 日現在)

地区	施設数	定員(人)	在籍児数(人)							定員充足率
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
柏原	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国分	2	37	11	7	9				27	73%
堅下	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
堅上	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2	37	11	7	9				27	73%

② 公立幼稚園園児の減少

現在、公立幼稚園の園児数は著しい減少傾向にあり、今後も公立幼稚園の過小規模化は進行することが予測されます。

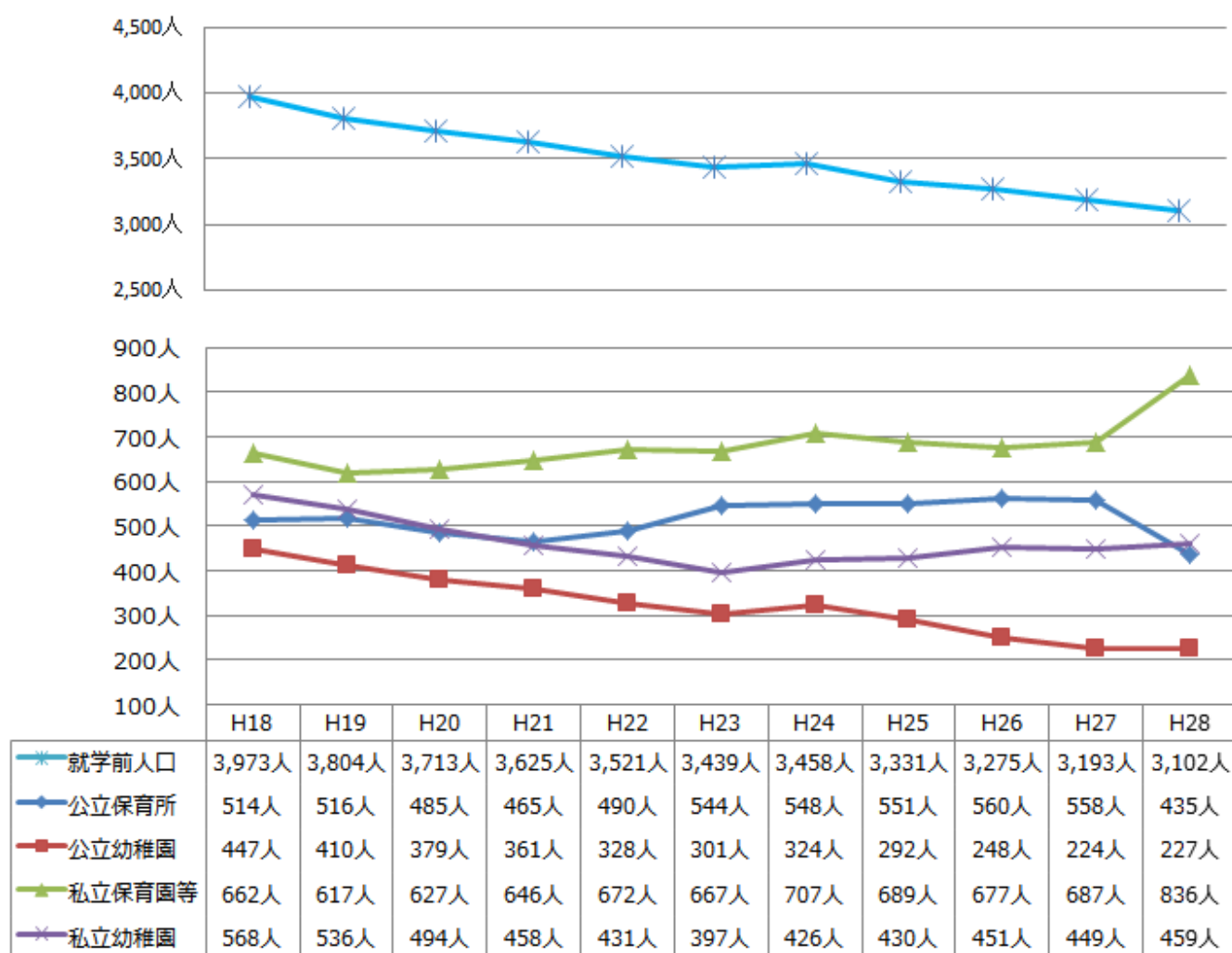
公立幼稚園園児の減少の要因としては、ライフスタイルの多様化等による共働き世帯の増加や核家族化の進行等により、保育所を選択する保護者が増えていることに加え、市内私立幼稚園では満3歳児からの受け入れを実施していること、更には通園バスの運行、長時間の預かり保育、クラブ活動などの多様な教室の開催等をされていることから、公立幼稚園ではなく私立幼稚園を選択する保護者が多いことが考えられます。

今後は少子化がさらに進行し、各公立幼稚園において、園児の減少に伴い教育上望ましい集団活動が実施できる教育環境を確保できなくなることが憂慮されます。

実際に、園児の減少により平成28年4月から堅下北幼稚園の新4歳児クラスの休級が決定するなど、今後も休園・廃園等により地域の幼児教育ニーズを満たせなくなる恐れもあることから、施設のあり方について速やかに検討を行う必要があります。

市内就学前児童数の推移

(幼稚園：各年5月1日現在 保育所等：各年4月1日現在)



公立幼稚園の施設及び入園の状況

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

地区	施設名	開設年	敷地面積	構造	定員(人)	在籍児数(人)							定員充足率
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
柏原	柏原西幼稚園	S45	2,700 m ²	鉄骨平屋建	105			-	-	27	16	43	41%
国分	国分幼稚園	S44	2,741 m ²	鉄骨平屋建	175	-	-	-	-	31	30	61	35%
国分	玉手幼稚園	S49	5,299 m ²	鉄骨平屋建	175	-	-	-	-	20	24	44	25%
堅下	堅下幼稚園	S29	2,576 m ²	鉄骨平屋建	175	-	-	-	-	34	19	53	30%
堅下	堅下北幼稚園	S49	2,700 m ²	鉄骨平屋建	105	-	-	-	-	0	12	12	11%
堅上	堅上幼稚園	S47	553 m ²	鉄骨平屋建	35	-	-	-	2	9	3	14	40%
合計					770	-	-	-	2	121	104	227	29%

私立幼稚園の入園状況

(平成 28 年 5 月 1 日現在)

施設数	定員(人)	在籍児数(人)							定員充足率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
2	990	-	-	0	208 (127)	271 (162)	244 (137)	723 (426)	72%
その他市外					(9)	(16)	(8)	(33)	

※ () 内は市内在住園児数

③ 施設の老朽化・施設環境

市内のほとんどの公立幼稚園、公立保育所は、昭和 40 年代又はそれ以前の人口急増期に建設された施設で、平成 28 年 4 月には、全ての施設が築年数 40 年を超えることになり、全体的に建設後相当の期間が経過しており老朽化が進んでいます。

また、公立幼稚園、公立保育所は駐車場が確保されていないことから、原則自転車・徒歩による送迎・通園としていますが、保護者の自動車送迎に対するニーズは高く、通園する子どもの状況によっては、自動車での送迎が必要な場合もあり、送迎における施設環境は不十分と言わざるを得ない状況です。

以上のことから、施設環境については、今後の維持補修や改築費用などの費用対効果を検証し、また、災害時の対策も踏まえて、子どもたちの安全面を最優先に考え、働く保護者の利便性を確保しつつ、見直しを図る必要があります。

公立幼稚園及び公立保育所の施設営繕経費

(単位：円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度	
	工事費	修繕費(施設)	工事費	修繕費(施設)	工事費	修繕費(施設)
公立保育所	8,398,850	963,005	4,377,240	2,449,179	1,540,530	2,105,625
公立幼稚園	6,453,300	1,736,460	658,800	1,227,420	0	1,184,983

※ 耐震化に関する工事等を除く。

1 年あたり	工事費	修繕費(施設)	合計
公立保育所	6,367,631	2,166,668	8,534,299
公立幼稚園	4,211,240	1,481,974	5,693,214

過去 7 年 (H21~H27) の平均

1 か所あたり	工事費	修繕費(施設)	合計
公立保育所	1,061,272	361,111	1,422,383
公立幼稚園	701,873	246,996	948,869

過去 7 年 (H21~H27) の平均を施設数で除したものの。

④ 幼稚園・保育所と小学校の接続

近年、いわゆる「小 1 プロブレム」が問題化するなか、小学校との円滑な接続が重要視されるようになりました。

また、就学前の教育・保育は、子どもの成長に大きな影響を及ぼすため、乳児期からの豊かな心情を育む保育を実施するとともに、3 歳以上の子どもたちに対しては質の高い幼児教育を提供することが非常に重要です。

本市では、就学前の教育・保育施設と小学校との円滑な接続に向け、子ども同士の交流、職員の合同研修や就学を控えた子どもたちに対する入学体験（わくわくスタート）等の取り組みを行ってまいりましたが、未だ不十分であると考えられます。

⑤ 保育士の不足について

全国的に保育士が不足している中、本市の公立保育所の運営においても、増加する保育ニーズに対応するための保育士の確保が課題となっています。

安定した保育所運営を行い、より一層質の高い教育・保育を提供するため、施設の集約化等も含めた改善により人員の適正配置を検討していく必要があります。

⑥ 運営経費（市の負担）について

保育所は、公立・私立ともに同じ保育料により同様の保育サービスを提供する施設であります。国・府からの運営負担金は、主に私立保育園を対象として補助されていること等から、公立保育所と私立保育園では、運営経費（市の負担額）に大きな差が生じています。

さらに、公立幼稚園と公立保育所の比較においては、児童・園児 1 人当たりの市の負担額に換算すると、長時間の保育を実施している公立保育所の負担が少なく、短時間の保育である公立幼稚園の方が多く負担しているといった逆転現象が起こっています。

【保育所・幼稚園における児童 1 人あたりの市の負担額比較】（平成 27 年度決算見込み）（単位：円）

施設区分	在籍児数 (A)	運営費	市の負担額			在籍児 1 人あたりの市負担額 (B)/(A)
			市負担 (B)	国・府負担 (C)	保育料等	
公立保育所 (6 施設)	569.8	540,259,255	422,511,446	8,346,541	109,401,268	741,508
私立保育園 (6 施設)	686.5	893,379,577	321,085,282	414,907,730	157,386,565	467,713
私立小規模保育事業所 (2 施設)	21.3	52,320,740	15,022,093	37,298,647		705,263
公立幼稚園 (6 施設)	225.6	196,270,311	179,962,291	142,000	16,166,020	797,705
私立幼稚園 (2 施設)	449	59,797,100	43,696,100	16,101,000		97,319

※ 保育所・小規模保育事業所・公立幼稚園の在籍児数は年間平均。公立保育所のみ他市受託児童を含む。

※ 私立幼稚園の在籍児数は平成 27 年 5 月 1 日現在

※ 私立幼稚園に関する運営費は、就園奨励費・保護者補助金等の市が把握している経費のみを計上しています。

(2) 公立施設の役割

公立幼稚園、公立保育所はこれまでと同様に、教育機会を提供し保育を実施する役割をもちますが、加えて就学前教育・保育の質をさらに向上するための取組みを常に行い、市内の子育て支援ネットワークの核として関係機関や私立施設との十分な連携を図りながら、柏原市の子どもたちの健やかな成長を促す必要があります。

そのため、以下に掲げる内容は、公立施設として果たさなければならない役割であると考えます。

① 配慮や支援が必要な子どもの受入れ等

受入れに際し、配慮や支援が必要な子どものセーフティネットとしての役割は公立施設が担う必要があります。また、子どもたちが市内各施設において、同水準の教育・保育を受けることができるよう先導的役割を果たす必要があります。

② 地域における子育て支援の充実

現在でも市内の保育所や幼稚園は、子育て支援センターやつどいの広場、保健センター、家庭児童相談室などと連携して子育て支援に関する情報の提供や相談などを実施しており、地域の子育てにおいてとても重要な役割を担っています。

未就園児も含めた地域に根差した包括的な子育て支援は、今後も公立施設が中心的役割を担い、安心して子育てができる環境を整えていく必要があります。

③ 幼稚園・保育所と小学校の接続

小学校も含めた各部局・各施設が連携して、子どもの発達や学びの連続性を踏まえたより質の高い教育・保育を提供するための基礎研究を行い、小学校への円滑な接続のためのカリキュラムを確立し、さらに自らの組織力を生かしてそれらを実践しながら市内各施設に浸透させることは、公立施設が果たすべき役割であると考えます。

4 課題解決に向けた認定こども園への再編

(1) 課題解決のために

前述までの課題を解決するためには、以下のような課題解決策が考えられます。

課 題	解 決 策
保育所の待機児童の増加	幼稚園と保育所の再編に際し、低年齢児保育に対応できる施設整備を行い、低年齢児の入所枠の拡大を図ります。
公立幼稚園園児の減少	幼稚園と保育所を再編し、教育上望ましい集団活動が実施できる教育環境を確保し、現在の預かり保育を充実させることで、一時的な保育ニーズにも対応します。
施設の老朽化・施設環境	人口動態や将来的な施設の転用も考慮した施設の新築・改築等を実施し、災害対策や保護者の送迎等の利便性も考慮して施設環境の改善を図り、子どもたちの安全確保に努めます。
幼稚園・保育所と小学校の接続	幼稚園教諭や保育士が保育教諭として同じ施設で教育・保育をすることによって、就学前の子どもへの教育・保育の質の向上が見込めます。また、認定こども園として小学校教諭も含めた研究交流の機会を設けて市内のすべての就学前施設の中心的な役割を担い、より円滑な接続を実現します。
保育士の不足について	幼稚園と保育所を統合することで、集約化に伴う保育教諭の集中配置をし、子どもたちにとって、より適正となるような人員を配置していきます。
運営経費（市の負担）について	再編は単なる行政コスト削減のためにはするものではなく、経費の軽減を図りながら待機児童の解消や教育・保育の質の向上を目的としているものです。このため、必要に応じて民間活力の導入も視野に入れながら多様なニーズに柔軟に対応していきます。

以上の解決策に加え、幼稚園と保育所の相互の連携・協力を強化して地域における子育て支援をより充実させ、教育・保育を総合的に提供していくことが子どもたちや保護者にとって必要不可欠であると考えます。

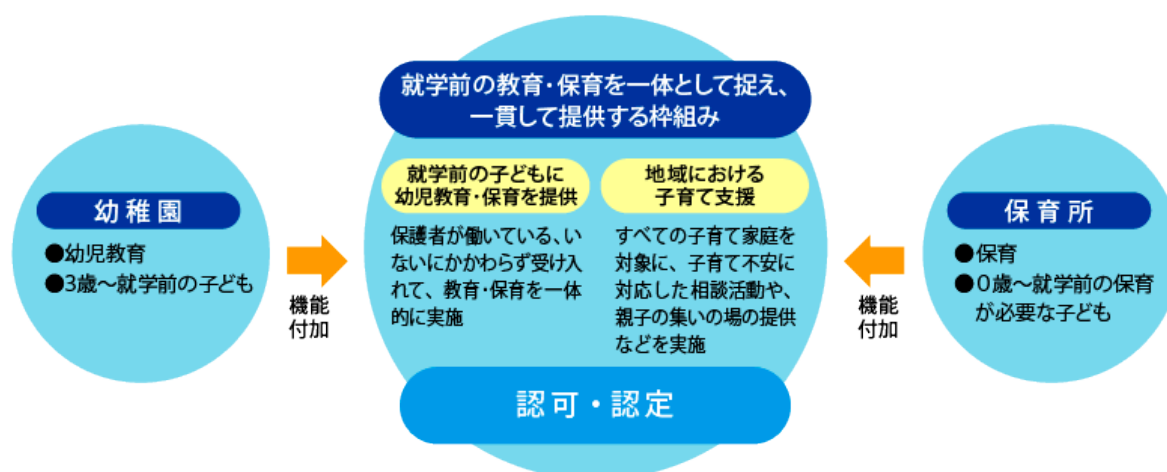
また、幼稚園と保育所は、それぞれ法律上は異なる目的を持った施設ですが、両施設とも就学前の子どもを対象としており、実態としてはかなり類似した機能が求められていると考えます。

そこで、柏原市では、既存の公立幼稚園と公立保育所を統合し、これまで長年培ってきた幼児教育・保育を継承し、子育て環境をより充実させるべく幼保連携型認定こども園への再編を実施していきます。

(2) 認定こども園の概要

① 認定こども園とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っており、保護者の就労等の状況によって転園・退園することなく、同じ施設・同じ環境で小学校進学までそのまま通うことができます。また、認定こども園では、子育て支援事業の実施が義務付けられており、地域に根差した子育て支援を行うことにより、「地域のすべての子育て家庭」に寄り添うことができる施設です。



「認定こども園(内閣府 子ども・子育て本部)<http://www.youho.go.jp/index.html>」から抜粋

② 認定こども園、公立幼稚園及び公立保育所の基準等の比較

区分	認定こども園	公立幼稚園	公立保育所
法的性格	学校かつ児童福祉施設	学校	児童福祉施設
内容	幼保連携型認定こども園教育・保育要領による教育・保育	幼稚園教育要領による教育	保育所保育指針による保育
対象となる子ども	1号認定(3～5歳) 2号認定(3～5歳) 3号認定(0～2歳)	1号認定(3～5歳。ただし、堅上幼稚園以外は4歳児から)	2号認定(3～5歳) 3号認定(1歳半～2歳)
1日当たりの教育・保育時間	1号認定…4時間程度 2・3号認定…原則8時間(標準時間認定は最長11時間) それぞれ認定時間を超える場合は、1号認定は預かり保育、2・3号認定は延長保育を利用	1号認定…4時間程度 在園時間は食事を含み約5時間 認定時間を超える場合は預かり保育を利用	2・3号認定…原則8時間(標準時間認定は最長11時間) 認定時間を超える場合は延長保育を利用
入所要件	1号認定…要件なし 2・3号認定…保護者の就労等	要件なし	保護者の就労等
給食の提供	2・3号認定は全ての在園児に対し、栄養価を考慮した食事を提供 1号認定は任意	提供義務はなし	全ての在園児に対し、栄養価を考慮した食事を提供

③ 認定こども園、公立幼稚園及び公立保育所の特長並びに配慮が必要な点

区分	認定こども園	公立幼稚園	公立保育所
特長	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労の有無やその状況に関わらず、一貫して同じ施設に通うことができる。 ・月曜日～土曜日に開所しており、原則として夏休み等の長期の休みはない。 ・低年齢児から長時間の保育が可能。 ・2号認定の子どもも学校教育法に基づく教育を受けられる。 ・子育て相談や親子交流の場の提供などの子育て支援事業の実施を必須とされており、より地域に根差した子育て支援の提供ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用に当たっての要件がない。 ・学校教育法に基づく教育を受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・低年齢児から長時間の保育が可能。 ・月曜日～土曜日に開所しており、原則として夏休み等の長期の休みはない。
配慮が必要な点	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の状況が異なるため、保護者活動における負担に差が生じる可能性がある。 ・認定区分により、子どもの在園時間や入園時期、登園日数が異なる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育時間が短いため、保護者の就労等の状況により、幼稚園教育を希望していても利用できない場合がある。 ・土曜日・長期休業中には利用できない。(一部園の預かり保育を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の就労等、利用に当たっての要件がある。

④ 認定こども園における1日の流れ

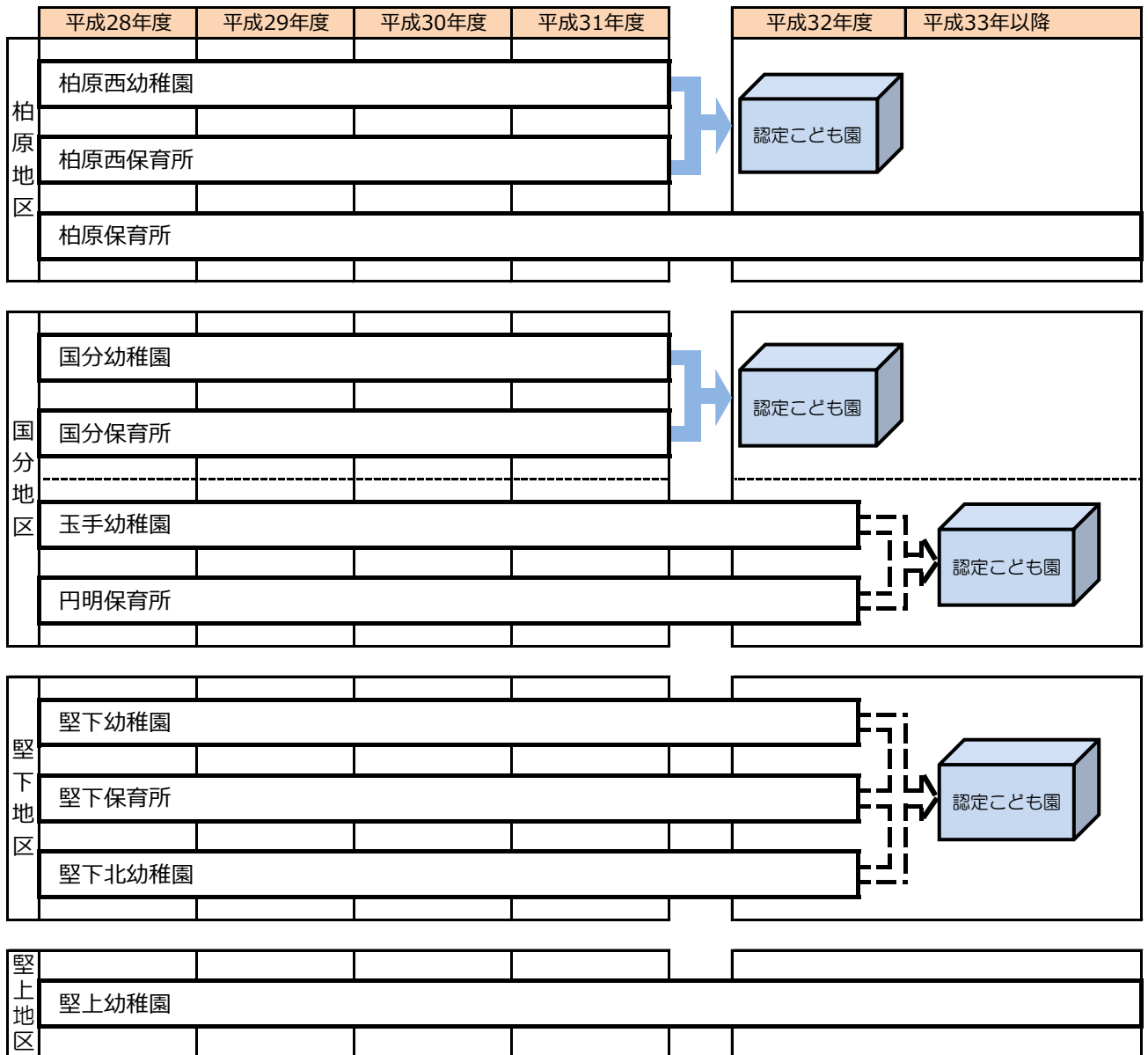
認定こども園の基本的な1日の流れ(イメージ)

時間	1号認定 保育を必要としない3～5歳児	2号認定 保育を必要とする3～5歳児	3号認定 保育を必要とする0～2歳児
7:30		随時登園後、保育（自由遊び）	
9:00	登園	自分のクラスへ移動	
9:30	保育 （教育的活動）		保育 （遊びを楽しむ） （おやつを食べる）
11:00			
11:30			食事
12:00	食事		
12:30	保育 （教育的活動）		午睡準備・午睡 ↓
13:30	降園準備・降園	午睡準備・午睡 保育 （遊びを楽しむ） （おやつを食べる） ↓	保育 （遊びを楽しむ） （おやつを食べる） ↓
14:00	預かり保育 （遊びを楽しむ） （おやつを食べる） ↓ 随時降園	随時降園	随時降園
17:00		保育室の移動	
18:30		随時降園まで、保育（自由遊び）	
19:00		延長保育	

(3) 地区別再編スケジュール

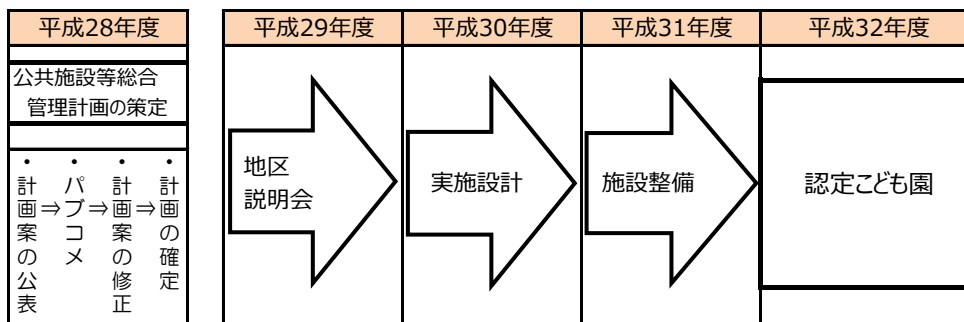
現在のところ、下表のとおり、公立幼稚園と公立保育所の統合・再編による認定こども園化を検討しております。

地区別幼保一元化計画



年次スケジュールのイメージ

※平成32年度開園の場合



【柏原地区】

平成 32 年度を目標年度とし、柏原西幼稚園と柏原西保育所を統合・再編して新たな認定こども園の開設を目指します。

柏原保育所については、隣接する柏原小学校の動向や、今後の利用児童数などを考慮しながら引き続きそのあり方について検討を進めます。

【国分地区】

平成 32 年度を目標年度とし、国分幼稚園と国分保育所を統合・再編して新たな認定こども園の開設を目指します。

玉手幼稚園と円明保育所についても同様に、統合・再編による認定こども園化を検討しておりますが、利用児童・園児数や施設基準などの理由で現在の施設を用いての再編・統合は困難であることから、目標年度を平成 33 年度以降に設定し、認定こども園化を目指します。

【堅下地区】

堅下地区では、私立施設が集中していることから、それらの動向等を注視するため、平成 33 年度以降に目標年度を設定し、堅下幼稚園、堅下北幼稚園及び堅下保育所を統合・再編して新たな認定こども園の開設を目指します。

【堅上地区】

堅上幼稚園については、幼稚園単独で認定こども園の設置基準を満たすことが困難であることから、幼稚園としての存続や小学校等との複合施設化等の検討を進めます。

(4) 認定こども園への再編の留意点、手法等

公立認定こども園は、柏原市全体の就学前教育・保育を担い、幼稚園と保育所の良さを併せ持つ基幹的な幼保連携型認定こども園でなければなりません。

また、具体的な施設や場所、再編手法や運営内容の検討は、今後の国や地域における状況、私立施設の動向を注視しつつそれらの活力を最大限に生かせるように考慮し、必要な時点で修正をしながら総合的に判断していく必要があります。

そのためには、市の特色を生かした教育・保育カリキュラムの策定や職員体制を検討しつつ、教育・保育に関連する市役所内部の組織との調整をしながら具体的な施設の運営準備を行い、以下の留意点に基づき、再編を進めなければならないと考えています。

【留意点】

- ◎ 子どもたちにとって最善の利益の保障を大前提として、再編を実施します。
- ◎ 計画を策定するに当たっては、パブリックコメント等により広く市民のご意見を伺い、策定後は、保護者や地域住民に対して積極的に内容についての説明会等を開催して、十分な合意を得た上で再編を進めていきます。
- ◎ 施設の立地や環境については、子どもたちの安全性や保護者の利便性に配慮します。
- ◎ 統合による再編に当たっては、環境の変化による子どもたちへの影響を最小限とするため、各施設における教育・保育内容の引き継ぎ等に十分配慮します。
- ◎ 施設の新築・改築等の必要性及び妥当性を十分検証し、工事に際しては子どもたちの安全を最優先に考えた上で施工します。
- ◎ 施設の定員等については、子どもたちの年齢に応じた適切な教育・保育の提供を第一の優先事項とし、今後の見込みやニーズを加味して設定します。
- ◎ 公立幼稚園の小規模化の進行や保育所待機児童の増加などの市の喫緊の課題の解決のために、できる限り迅速に対応します。

5 さいごに

公立幼稚園及び公立保育所ではこれまでも、子ども一人ひとりが豊かな環境に触れながら、発達に応じた経験を積み重ね、心身共に健やかに育っていくことを願いながら保育を行い、「子どもたちの最善の利益」の保証を前提条件として運営してまいりました。

今後は、将来を担う柏原市の子どもたちの健やかな成長と子育て環境の充実に資することを目的とし、また、「子どもたちの最善の利益」を保証するため策定した「柏原市公立幼稚園及び公立保育所の再編整備に関する基本計画」を指針とし、その内容について広く周知していくとともに、柏原市が抱えている喫緊の課題を解決するために、市の財政状況や民間施設の動向、施設を取り巻く様々な状況等を考慮した上で、平成 32 年度開設を目標としている地区を優先して認定こども園とする施設や開設場所、再編手法や運営内容、施設の定員等についての具体的な検討に着手してまいります。

これらの検討を進めた後は、検討内容と基本計画とを照らし合わせながら総合的に判断して地区ごとに再編実施計画(案)を策定し、策定した地区での説明会を通じて保護者や周辺住民の方々のご意見を伺い、十分な合意の下で再編整備を進めてまいりたいと考えています。

この基本計画の策定に当たり、平成 28 年 4 月 18 日から平成 28 年 5 月 31 日までの期間に実施した基本計画（案）に対する意見募集において、様々な視点から多様なご意見をいただきました。

頂戴したご意見から、柏原市が大きな期待と責任を背負っていることを再認識するとともに、公立幼稚園及び公立保育所の再編整備について全力で取り組んでいかなければならないと強く感じております。

関係者のみならず市民の皆様方におかれましても、この基本計画に基づく再編が着実に実現できますようご理解とご協力をお願い申し上げます。

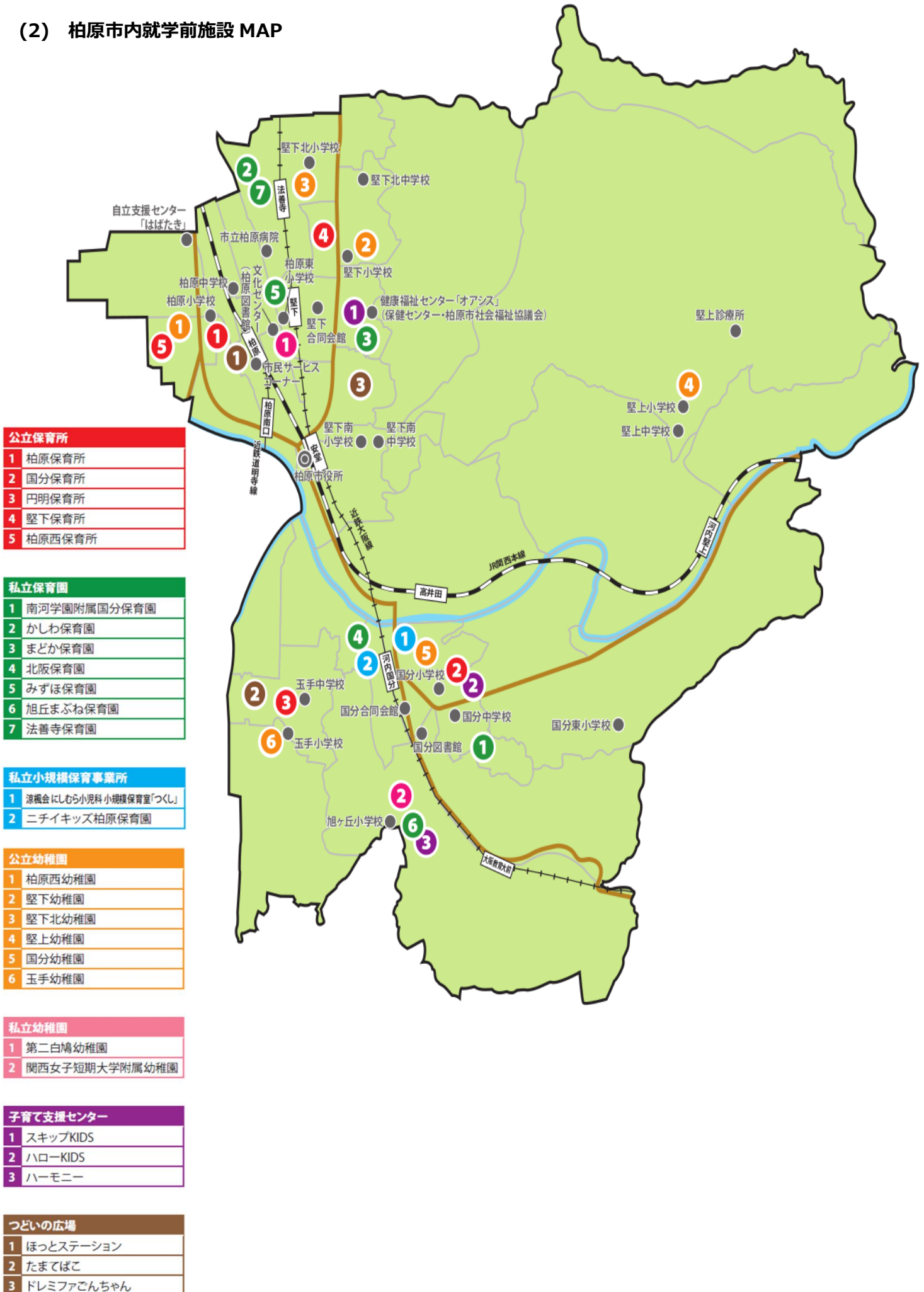
**公立幼稚園及び公立保育所の
再編整備に関する基本計画
資料編**

(1) 柏原市の就学前施設の状況

柏原市における世帯数、人口、就学前施設の状況（公立施設は□）（平成28年4月1日現在）

地区	世帯数	人口	就学前人口	幼稚園	保育所(園)	小規模保育事業所	子育て支援センター	つどいの広場
柏原	6,707	15,051	652	柏原西幼稚園	柏原保育所 柏原西保育所	—	—	ほっとステーション
国分	13,006	29,923	1,291	国分幼稚園 玉手幼稚園 関西女子短期大学 附属幼稚園	国分保育所 円明保育所 南河学園 附属国分保育園 北阪保育園 旭丘まぶね保育園	涼楓会 にしむら小 児科 小規模保育室 「つくし」 ニチキッズ 柏原保育園	ハロ-KIDS ハーモニー	たまたまばこ
堅下	10,676	24,766	1,145	堅下幼稚園 堅下北幼稚園 第二白鳩幼稚園	堅下保育所 かしわ保育園 まどか保育園 みずほ保育園 法善寺保育園	—	スキップ KIDS	ドレミファ ごんちゃん
堅上	616	1,275	14	堅上幼稚園	—	—	—	—

(2) 柏原市内就学前施設 MAP



(3) 柏原市子ども未来プランによる教育・保育の量の見込みと確保の内容

○ 1号認定

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	市内の子ども	673	653	633	614	596
	(他市町村の子ども) ※1	338	332	332	332	332
	①量の見込み 計	1,011	985	965	946	928
確保の内容	認定子ども園・幼稚園	250	250	250	250	250
	確認を受けない幼稚園	462	468	468	468	468
	(他市町村の子ども)	338	332	332	332	332
	他市町村の施設利用※2	20	20	20	20	20
	②確保の内容 計	1,070	1,070	1,070	1,070	1,070
②-①	59	85	105	124	142	

※1 他市町村の子どもの内訳 (単位：人)

	27 年度	28 年度～31 年度
八尾市	186	180
藤井寺市	117	117
羽曳野市	15	15
香芝市	20	20
合計	338	332

※2 他市町村の施設での確保量の内訳 (単位：人)

	27 年度～31 年度
香芝市	20

○ 2号認定

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		786	794	786	778	770
②確保の内容		891	891	891	891	891
②-①		105	97	105	113	121

○ 3号認定

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み		506	541	536	531	526
②確保の内容	認定子ども園・保育所	474	490	520	520	520
	地域型保育事業	10	20	20	20	20
②-①		-22	-31	4	9	14

(単位：人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0～2歳児の量の見込み		506	541	536	531	526
0～2歳の児童数(全体)		1,489	1,466	1,422	1,387	1,358
保育利用率(利用定員数/児童数)		34.0%	36.9%	37.7%	38.3%	38.7%

